

## CRISIS MANAGEMENT / SUSTAINABILITY NEWSLETTER

2024 年 6 月号

### ビジネスと人権：「人権×AI」

- I. はじめに
- II. AI の利活用に伴う新しい人権課題
- III. AI の開発・利活用と企業の責任
- IV. 「ビジネスと人権」の視点で求められる  
取組みの具体例
- V. おわりに

森・濱田松本法律事務所  
 弁護士 御代田 有恒  
 TEL. 03 6266 8989  
[aritsune.miyoda@mhm-global.com](mailto:aritsune.miyoda@mhm-global.com)  
 弁護士 塚田 智宏  
 TEL. 03 6213 8115  
[chihiro.tsukada@mhm-global.com](mailto:chihiro.tsukada@mhm-global.com)  
 弁護士 仲谷 佳奈子  
 TEL. 03 6266 8770  
[kanako.nakatani@mhm-global.com](mailto:kanako.nakatani@mhm-global.com)  
 弁護士 莊司 晴彦  
 TEL. 03 5220 1930  
[haruhiko.shoji@mhm-global.com](mailto:haruhiko.shoji@mhm-global.com)

#### I. はじめに

近時、国内外を問わず、「ビジネスと人権」に関する取組みが企業にますます求められてきており、2024 年 5 月には EU において、人権・環境デュー・ディリジェンスの実施等を企業に法的に義務付けることになる CSDDD（企業サステナビリティ・デュー・ディリジェンス指令）が採択されました。日本においても、2022 年 9 月に「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」が策定され、2023 年 4 月には政府調達において同ガイドラインに沿った取組みを行う努力義務を企業に課す方針が合意されるなど、企業に対する「ビジネスと人権」の取組みの要請が強まっています。

当事務所では、2022 年に人権デュー・ディリジェンスの基礎等の連続ウェビナー（全 6 回）、2023 年に『「ビジネスと人権」分野別連続ウェビナー（全 10 回シリーズ）』を開催いたしました<sup>1</sup>、過日ご案内のとおり、本年は、『「ビジネスと人権」重要トピック別連続ウェビナー（全 9 回シリーズ）』を開催することとし、先日、その第 1 回として、「人権×AI」と題するウェビナーを配信させていただきました<sup>2</sup>。

本ニュースレターでは、当該ウェビナーの概要をご紹介します。ご興味・ご関心をお持ちくださった方は、ぜひウェビナーもご覧ください。

#### II. AI の利活用に伴う新しい人権課題

AI（Artificial Intelligence）関連技術は日々発展をみせ、AI の利用機会及び様々な可能性は拡大の一途をたどり、産業におけるイノベーション創出及び社会課題の解決に向けても活

<sup>1</sup> いずれも MHM マイページのアーカイブからご視聴いただけます。

2022 年『<人権 DD 連続ウェビナー（全 6 回シリーズ）>』

2023 年『「ビジネスと人権」分野別連続ウェビナー（全 10 回シリーズ）』

<sup>2</sup> 『「ビジネスと人権」重要トピック別連続ウェビナー（全 9 回シリーズ）第 1 回「ビジネス×AI」』

## CRISIS MANAGEMENT / SUSTAINABILITY NEWSLETTER

用されていることが、後述の「AI 事業者ガイドライン（第 1.0 版）」においても指摘されています。

こうした新しい技術の発展は、新たな利便性や課題解決策を提供する一方で、今まで想定されなかったような形態での人権課題をも生じさせていると考えられます。例えば、企業の採用活動にあたって AI 技術を用いて合否判定を支援するといった活用例もありますが、同種の事例において、AI を活用した採用システムの学習の前提となった過去の採用データに性別の偏りがあったことから、同システムが女性を差別してしまったケースもあると指摘されており、AI 関連技術の開発者や利活用者が意図しない形や態様での人権課題が生じ得ることが考えられます。他にも、AI 関連技術を活用することで、誰でも容易に、短時間で大量に著名人のフェイク動画やフェイク画像を作成することが可能になるなど、従前では想定されなかったリスクも現に生じています。

AI によって生じる便益を享受しながらも、AI の利活用等に起因する人権課題にも対応していく必要が生じていると考えられます。

### Ⅲ. AI の開発・利活用と企業の責任

#### 1. 国連指導原則等と AI の開発・利活用

国連「ビジネスと人権に関する指導原則」（以下「国連指導原則」といいます。）、日本政府「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（以下「日本政府ガイドライン」といいます。）によれば、①人権への負の影響を引き起こす（Cause）場合、②人権への負の影響を助長する（Contribute）場合、③人権への負の影響が自社の事業・製品・サービスと直接関連する（Directly linked）場合に、企業は、その負の影響に対応する責任を負うとされています。

AI 関連の製品・サービスを開発している企業や利活用している企業にとって、当該製品・サービスの使用によって生じる人権への負の影響は、一般論としては、少なくとも、③「直接関連する」場合に該当すると考えられます。人権への負の影響に「直接関連する」場合、国連指導原則等の下、企業は、当該負の影響を引き起こしたり助長したりしている他の企業に対して、その防止・軽減等を行うよう影響力を行使する責任があると考えられています。

#### 2. AI を取り巻くソフトロー・ハードローの発展

近時、AI を取り巻くソフトロー・ハードローが発展してきており、これらは必ずしも「ビジネスと人権」の視点に基づくものではありませんが、「人権×AI」の視点で「ビジネスと人権」の取組みを検討するにあたって有用と考えられます。

総務省及び経済産業省は、2024 年 4 月、「AI 事業者ガイドライン（第 1.0 版）」を策定しました。「事業者が AI の社会実装及びガバナンスを共に実践するため」のもの

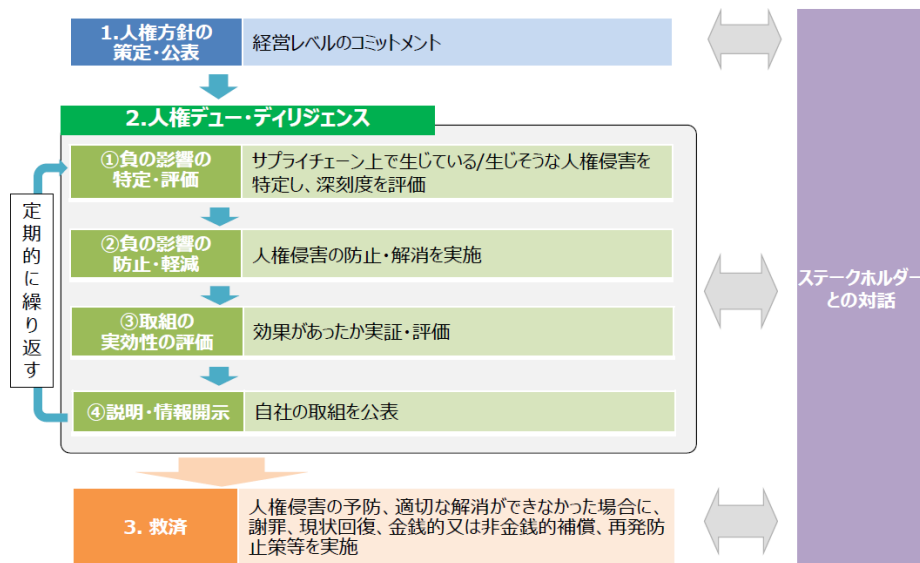
## CRISIS MANAGEMENT / SUSTAINABILITY NEWSLETTER

とされる同ガイドラインは、AI モデルの各構成技術に含まれるバイアスへの配慮や、プライバシー保護等にも言及しており、「ビジネスと人権」の文脈においても参考になると考えられます。当該ガイドラインは法的拘束力のないソフトローですが、内閣府の AI 戦略会議の第 9 回（2024 年 5 月 22 日）において、ソフトローを最大限活用しつつ、リスクの高い AI に対して必要なハードロー（法的規制）を検討することなどが議論されており、将来的には、日本国内においても AI に関する法規制が導入される可能性もあります。

海外においても、近時、ソフトロー・ハードローいずれにも発展がみられ、特に、2024 年 5 月には、EU において、EU 統一の包括的な AI に関する規制を定める EU AI Act が成立したことが注目されています。

#### IV. 「ビジネスと人権」の視点で求められる取組みの具体例

「ビジネスと人権」において、企業に求められる人権尊重の取組みの全体像は、以下のとおりです（日本政府ガイドラインに関する図ですが、国連指導原則に沿った内容になっています。）。



（出典）経済産業省『「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」策定の背景と概要』

上図のとおり、人権尊重の取組みは、大きく①人権方針の策定・公表、②人権デュー・ディリジェンス、③救済に分けられます。AI の開発や利活用を行う際には、①～③のそれぞれにおいて、「人権×AI」の視点を踏まえて人権尊重に取り組むことが考えられます。

例えば、①人権方針の策定・公表については、一般的な人権方針とは別に、AI の利活用によって生じ得る人権への負の影響に特化したポリシーを策定することが考えられ

## CRISIS MANAGEMENT / SUSTAINABILITY NEWSLETTER

ます。さらに、①人権方針の策定・公表は、社内体制の整備と捉えることができますが、体制整備の一環として、(AI の利活用によって自社のサプライチェーンにおいて深刻な人権への負の影響が生じると考えられる場合などには) 社内体制を強化するために、生じ得る負の影響に関する情報を収集し対応するための社内横断的な組織を設置することなども考えられます。

また、②人権デュー・ディリジェンスについては、AI 関連の製品・サービスの開発段階と提供段階に分けて検討することが考えられます。まず、開発段階においては、検討・開発中の製品・サービスによる負の影響のリスクを想定しておくために、「人権」や「AI」の社内外の専門家と対話・協議することが考えられます。また、製品・サービスの誤用・悪用による人権への負の影響が深刻になり得る場合には、製品・サービスの使用状況をモニタリングできるような機能を搭載するといった取組みが考えられます。提供段階においては、使用を許可することが相応しくないエンド・ユーザーに使用されないように契約上制限を設けることや、開発段階において搭載したモニタリング機能を活用し、製品・サービスの利用状況を継続的にチェックすることも考えられます。

さらに、③救済については、AI 関連の製品・サービスによる人権への負の影響は、開発企業・サービス提供企業にとっての下流において生じることが多いと考えられることから、負の影響やそれに繋がる課題を早期に把握し救済へのアクセスを確保するために、固有の苦情処理メカニズムの設置・運用を行うことなどが考えられます。

## V. おわりに

本稿では、「人権×AI」をテーマとして、社会に便益を提供する AI のもう一つの側面である、人権への負の影響を生じさせる可能性について、「ビジネスと人権」の文脈で説明いたしました。

今後も AI の更なる利活用が想定される以上、「人権×AI」が問題となる場面も増えていく可能性もあり、AI の開発や利活用について「ビジネスと人権」の文脈で検討する重要性も増大していくことが考えられます。

## CRISIS MANAGEMENT / SUSTAINABILITY NEWSLETTER

## セミナー情報

- セミナー 『「ビジネスと人権」重要トピック別連続ウェビナー2024（全9回シリーズ）：第1回「人権×AI」』
- 視聴期間 2024年6月7日（金）～2024年11月29日（金）配信
- 講師 塚田 智宏、仲谷 佳奈子、荘司 晴彦
- 講義時間 約25分程度

| No. | テーマ（予定）   |
|-----|-----------|
| 1.  | 人権×AI     |
| 2.  | 人権×環境     |
| 3.  | 人権×エンタメ   |
| 4.  | 人権×地政学リスク |
| 5.  | 人権×移民労働者  |
| 6.  | 人権×境汚染    |
| 7.  | 人権×消費者    |
| 8.  | 人権×生物多様性  |
| 9.  | 人権×スポーツ   |

## 【お申込みに関して】

会員制ポータルサイト「[MHM マイページ](#)」にてご視聴申込みを受け付けております。

※MHM マイページのご登録がお済みでない方は、[こちら](#)より新規登録の上でお申込みをお願いいたします。

- セミナー 『海外子会社における不祥事への初動対応とガバナンス構築の留意点～海外贈賄のケーススタディも交えて～』
- 視聴期間 2024年6月3日（月）10:00～2024年7月31日（水）17:00 配信
- 講師 御代田 有恒
- 主催 株式会社プロネクサス
- セミナー 『営業秘密漏洩対応と予防策－元検事が刑事告訴の実務も詳細に解説－』
- 開催日時 2024年7月4日（木）13:00～16:00
- 講師 【森・濱田松本法律事務所】今泉 憲人  
【宇賀神国際法律事務所】宇賀神 崇
- 主催 株式会社 R&D 支援センター

CRISIS MANAGEMENT / SUSTAINABILITY NEWSLETTER

- セミナー 『「ビジネスと人権」における国内外の最新動向及び企業活動の様々な局面における留意点～具体的な企業活動の場面における「ビジネスと人権」の留意点を解説～』  
開催日時 2024 年 7 月 19 日（金）10:00～12:00  
講師 白井 俊太郎  
主催 株式会社金融財務研究会
  
- セミナー 『人事・コンプラ部門必見！役職員不正対応の勘所～実効的な調査手法、役職員処分、公表から民事刑事対応まで～』  
開催日時 2024 年 7 月 23 日（火）14:00～17:00  
講師 【森・濱田松本法律事務所】今泉 憲人  
【宇賀神国際法律事務所】宇賀神 崇  
主催 一般社団法人 企業研究会
  
- セミナー 『ChatGPT を含む生成 AI 活用の法務実務～知的財産権、情報管理、法的・倫理的責任、ルール整備と関連契約等利用態様を踏まえた実務上の注意点～』  
開催日時 2024 年 8 月 5 日（月）13:30～16:30  
講師 田中 浩之  
主催 株式会社金融財務研究会
  
- セミナー 『役職員不正対応の要諦～具体的調査手法、処分、公表から民事刑事対応まで～』  
開催日時 2024 年 8 月 9 日（金）13:30～16:30  
講師 【森・濱田松本法律事務所】今泉 憲人  
【宇賀神国際法律事務所】宇賀神 崇  
主催 株式会社 経営調査研究会
  
- セミナー 『海外子会社における不祥事の初動対応と予防～海外贈賄などの具体的なケーススタディも含めて～』  
開催日時 2024 年 8 月 23 日（金）10:00～12:00  
講師 御代田 有恒  
主催 株式会社 経営調査研究会



## CRISIS MANAGEMENT / SUSTAINABILITY NEWSLETTER

### 文献情報

- 論文 「Getting the Deal Through - Risk & Compliance Management 2024 - Japan Chapter」  
掲載誌 Getting the Deal Through - Risk & Compliance Management 2024  
著者 藤津 康彦、梅津 英明、宮田 俊、御代田 有恒、塚田 智宏（共著）
- 論文 「人権侵害リスクに留意した M&A の検討—近時の社会的要請の高まりとともに—」  
掲載誌 MARR online  
著者 石田 渉、塚田 智宏（共著）
- 論文 「営業秘密の持出しと持込みへの対応策」  
掲載誌 会社法務 A2Z 2024 年 5 月号  
著者 佐々木 奏
- 本 『製品事故・企業不祥事対応実務マニュアル—実例からみた防止策・初動対応から信頼回復まで—』  
出版社 株式会社民事法研究会  
著者 山崎 良太、川端 健太、金山 貴昭、中田 光彦（編著）  
長尾 勇志、藤井 祐輔（共著）
- 論文 「責任追及を見据えた従業員不正の対処法 最終回 業務外での犯罪行為」  
掲載誌 ビジネス法務 Vol.24 No.7  
著者 木山 二郎、秋月 良子、栗原 宏季（共著）

### NEWS

- The Best Lawyers in Japan™及び Best Lawyers: Ones to Watch in Japan™（2025 edition）にて高い評価を得ました  
Best Lawyers®による、The Best Lawyers in Japan™（2025 edition）にて、当事務所の弁護士 157 名が The Best Lawyers in Japan™に、42 名が Best Lawyers: Ones to Watch in Japan™に選出されております。  
Corporate Governance and Compliance Practice 分野からは松井 秀樹、宮谷 隆、澤口 実、石井 裕介、太子堂 厚子、内田 修平、奥山 健志、梅津 英明、代 宗剛、森田 恒平、大野 志保、渡辺 邦広、山内 洋嗣、河島 勇太、近澤 諒、邊 英基、吉田 和央、新井 朗司、堀尾 貴将、若林 功晃、金村 公樹が The Best Lawyers in Japan™に選出されました。

## CRISIS MANAGEMENT / SUSTAINABILITY NEWSLETTER

### ➤ Benchmark Litigation Asia-Pacific 2024 にて高い評価を得ました

Benchmark Litigation Asia-Pacific 2024 年版において、当事務所及び当事務所のバンコクオフィス（Chandler MHM Limited）がすべての分野において高い評価を受けました。さらに当事務所の 6 名の弁護士が高い評価を受けております。

#### 分野

##### JAPAN

- Commercial and transactions
- Intellectual property
- International arbitration
- White collar crime

##### THAILAND

- Commercial and transactions
- Intellectual property
- Trade and customs
- Government and regulatory
- Labor and employment

#### 弁護士

##### JAPAN

- Litigation star for commercial and transactions : 関戸 麦
- Litigation star for intellectual property : 三好 豊
- Future star for white collar crime : 山内 洋嗣

##### THAILAND

- Litigation star for commercial and transactions : ナティー・シーラチャルアン
- Litigation star for commercial and transactions : ワリー・シンシリクン
- Future star : タワチャイ・ブーンマヤパン

### ➤ Benchmark Litigation Asia-Pacific Awards 2024 にて受賞しました

Benchmark Litigation Asia-Pacific Awards 2024 の Practice Area Firm Awards において、当事務所は WHITE-COLLAR CRIME FIRM OF THE YEAR を受賞しました。